電子申請システムの操作方法

－屋外広告物に係る手続編－

新潟県　土木部都市局　都市政策課

（令和7年4月）

○目次

1 電子申請までの大まかな流れ p3

2 入力フォームへのアクセス～申請完了 p4～14

3 仮受付～手数料納付 p15～17

4 屋外広告物許可申請受理と書類の送付 p18

1　電子申請するまでの大まかな流れ

電子申請システムを利用して、屋外広告物・業に係る手続をする場合は、システムにログインする必要があります。

※Gビズ ID アカウントをお持ちの方は、利用者登録せずにログインが可能です。

（1）事前に登録した利用者 ID を用いて電子申請システムにログイン

（2） 手続説明を確認し、添付資料ファイル様式をダウンロード

（3） 入力画面に従い、申請内容を入力又は資料を添付

（4） 申請内容を確認

（5） 申請の送信完了

※不備等があった場合は、修正又は追加資料の添付をお願いすることがあります。

また、手数料については、県の担当者が申請内容を確認した後に、納付していただきます。

屋外広告物・業の電子申請フロー図

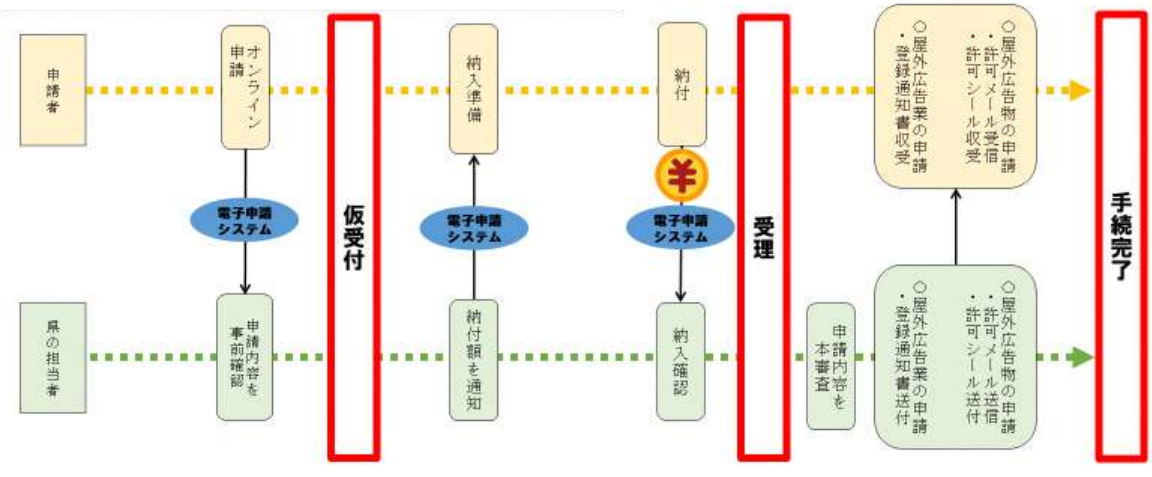

2　入力フォームへのアクセス～申請完了

（1）事前に登録した利用者 ID を用いて電子申請システムにログイン

電子申請システムにアクセスし、トップページの右上にある「ログイン」をクリックします。**利用者登録を行ってない方は、利用者登録を行ってください。**利用者登録のやり方は、「電子申請システムの操作方法－利用者登録編－」をご参照ください。

利用者 ID 及びパスワードを入力し、「ログイン」をクリック。

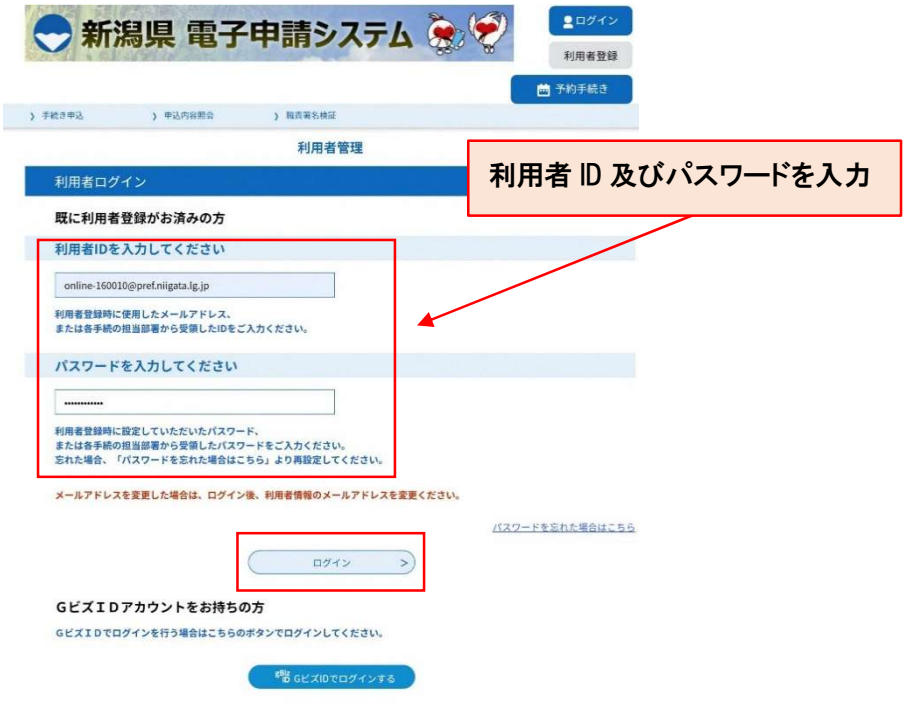

ログイン後、検索機能を使い、申請したい手続名を検索キーワードに入力し、「検索する」をクリックします。 ※今回は、「屋外広告物」と入力します。

検索ワードを含む手続が出てきたら、該当する手続をクリックします。
※今回は、広告物等表示(設置)許可申請を選択します。

（２） 手続説明を確認し、添付資料ファイル様式をダウンロード

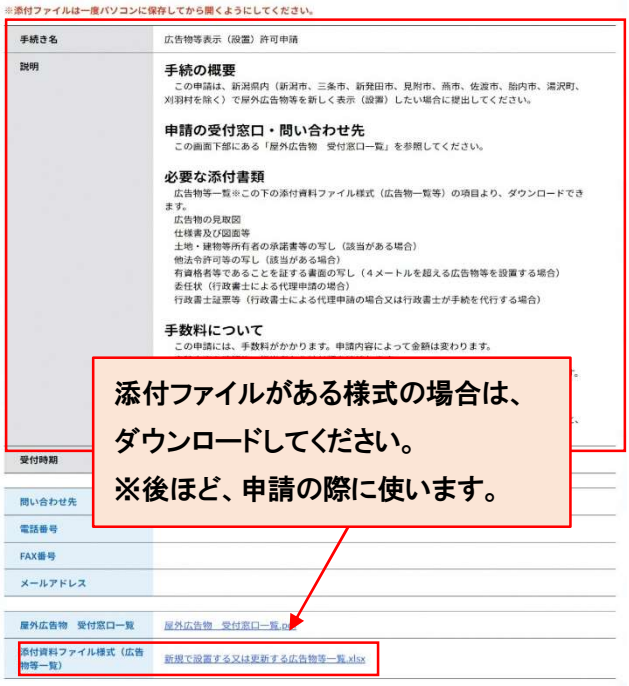

添付ファイルがある様式の場合は、ダウンロードしてください。
※後ほど、申請の際に使います。

利用規約を確認したら、「同意する」をクリックします。

（３） 入力画面に従って申請内容を入力又は添付書類を添付

必須となっている項目は必ず入力が必要です。また、申請者区分や登録の種類等の選択によって、それ以降の入力項目が変わりますので、ご注意ください。

申請予定の表示(設置)広告物所在地を所管する所属を選択します。
※所管が分からない場合は、URL から申請提出先一覧を参照してください。

行政書士による代理申請の場合は、「個人(代理申請)」又は「法人(代理申請)」を選択します。※p13

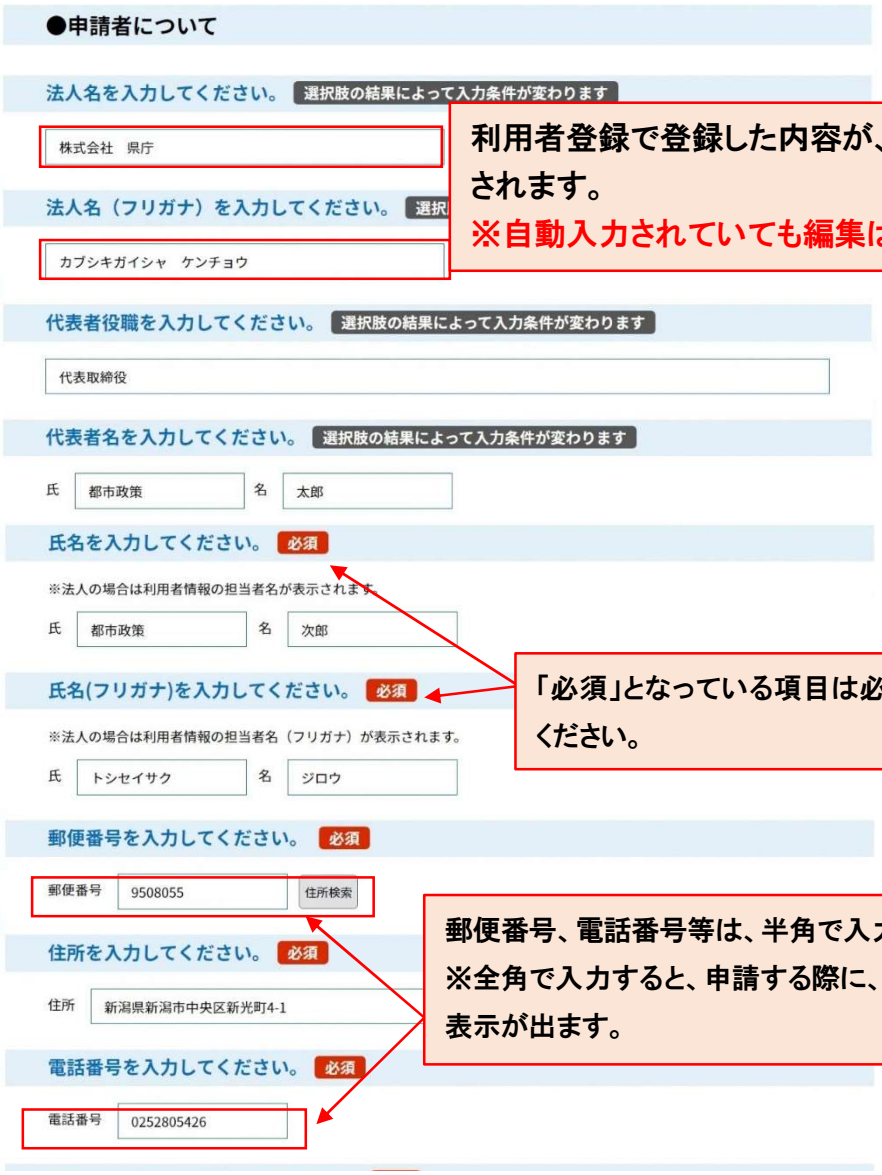

利用者登録で登録した内容が、自動で入力されます。
※自動入力されていても編集は可能です。

「必須」となっている項目は必ず入力してください。

郵便番号、電話番号等は、半角で入力します。
※全角で入力すると、申請する際に、黄色でエラー表示が出ます。

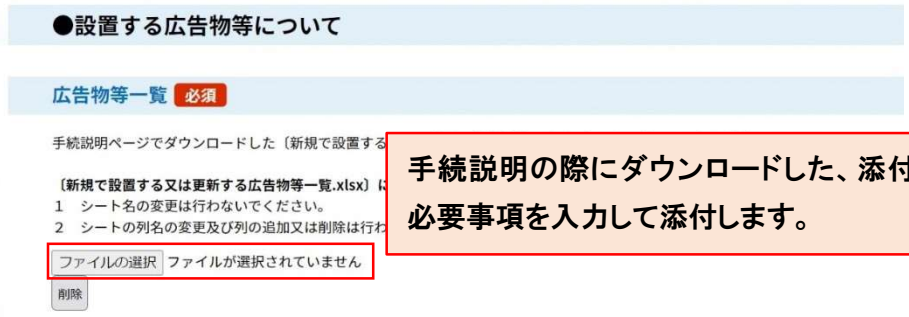

手続説明の際にダウンロードした、添付様式に必要事項を入力して添付します。

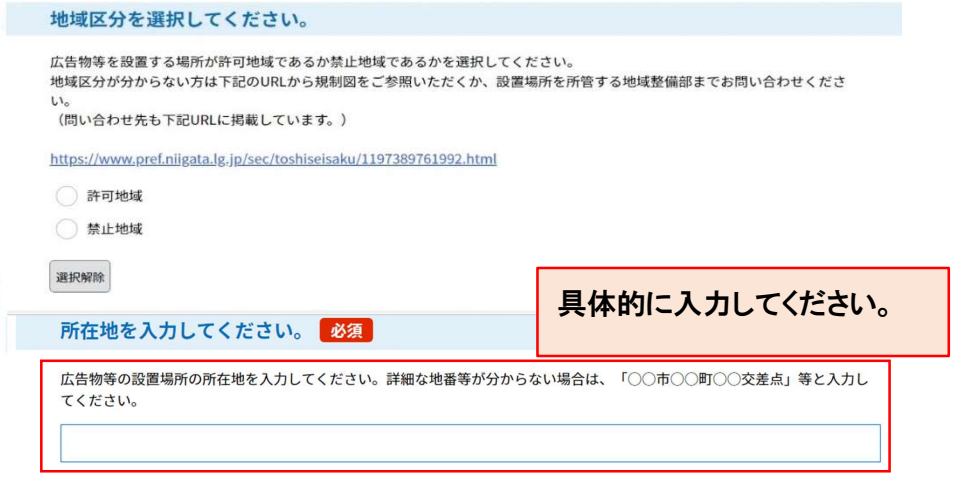

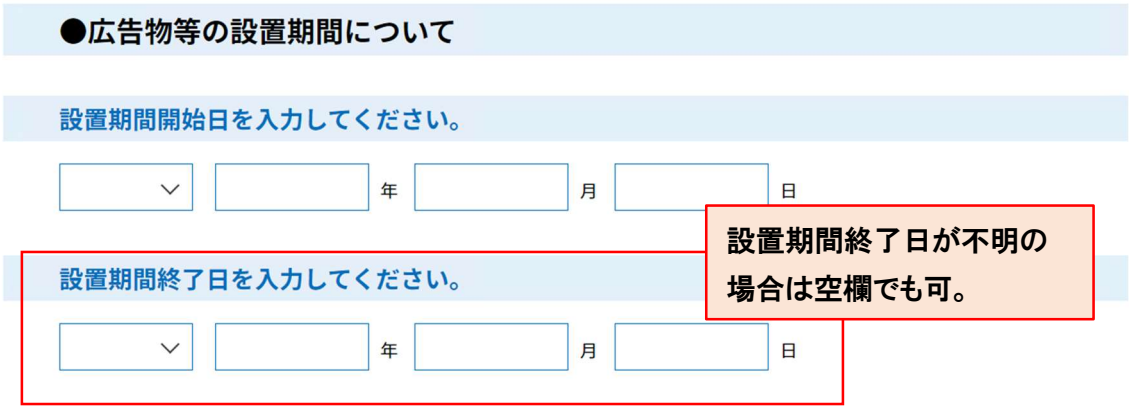

手数料は、申請時には納付できません。申請後、担当者が申請内容を確認した後にメールで納付の案内が届きます。

【F-REGI】 クレジットカード決済ができます
【ペイジー】 発行される番号でATMにて支払い
もしくはインターネットバンキングで支払いができます
※ 納付案内のメールのリンク先でどちらか選択し納付します

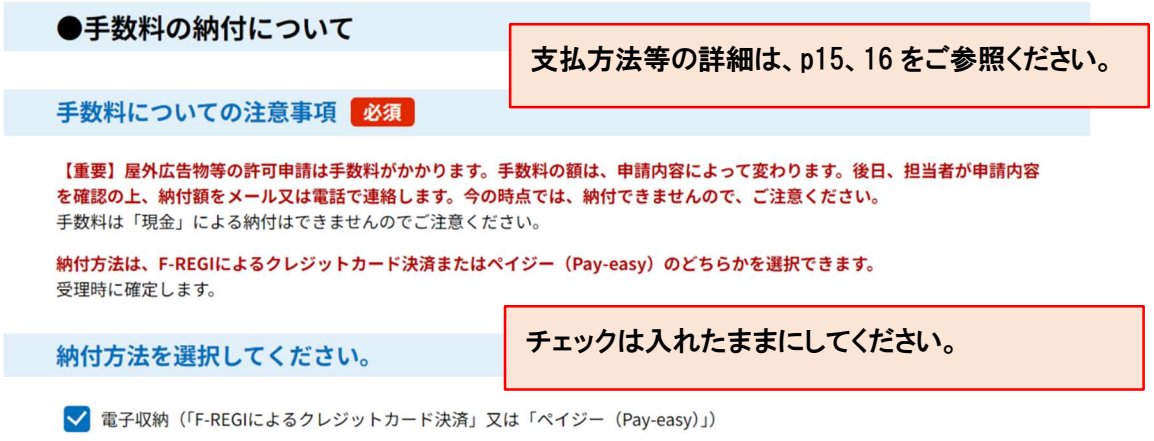

●管理者について
申請者と同じ場合はチェックを入れてください。
申請者と同じ
個人／法人区分を選択してください。
選択肢の結果によって入力条件が変わります
個人
法人
選択解除
法人名を入力してください。
選択肢の結果によって入力条件が変わります
氏名を入力してください。
選択肢の結果によって入力条件が変わります
※法人の場合は担当者名を入力してください。
氏
名
郵便番号を入力してください。
選択肢の結果によって入力条件が変わります
郵便番号
住所検索
住所を入力してください。
選択肢の結果によって入力条件が変わります
住所
電話番号を入力してください。
選択肢の結果によって入力条件が変わります
電話番号
管理者区分を選択してください。
必須
申請に係る広告物等の高さが、４メートルを超える場合、管理者は広告物等試験合格者又は新潟県屋外広告物条例施行規則第16条第3項各号に掲げる者とし、該当する項目を選択してください。
申請に係る広告物等の高さが、４メートル以下の場合、「不要」を選択してください。
広告物等試験合格者
一級建築士
ネオン工事士
知事が認定する者
不要
申請に係る広告物等の高さが4メートル以下の場合には、「不要」を選択してください。
●工事施工者について
個人／法人区分を選択してください。
個人
法人
選択解除
法人名を入力してください。
選択肢の結果によって入力条件が変わります
氏名を入力してください。
※法人の場合は担当者名を入力してください。
氏
名
郵便番号を入力してください。
郵便番号
住所検索

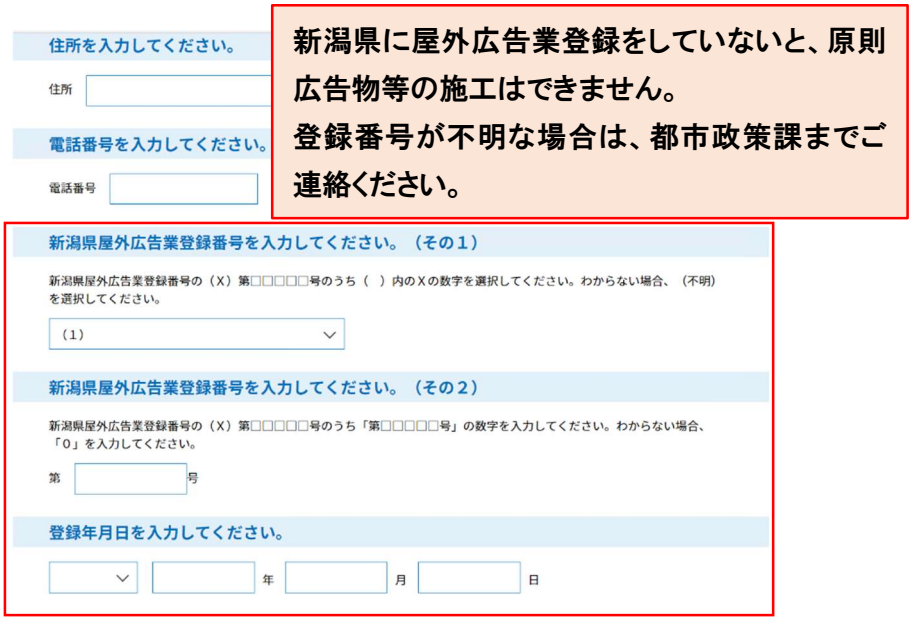
住所を入力してください。
住所
電話番号を入力してください。
電話番号
新潟県に屋外広告業登録をしていないと、原則広告物等の施工はできません。
登録番号が不明な場合は、都市政策課までご連絡ください。
新潟県屋外広告業登録番号を入力してください。（その１）
新潟県屋外広告業登録番号の（X）第□□□□□号のうち（ ）内のXの数字を選択してください。わからない場合、（不明）を選択してください。
（1）
新潟県屋外広告業登録番号を入力してください。（その２）
新潟県屋外広告業登録番号の（X）第□□□□□号のうち「第□□□□□号」の数字を入力してください。わからない場合、「0」を入力してください。
第
号
登録年月日を入力してください。
年
月
日

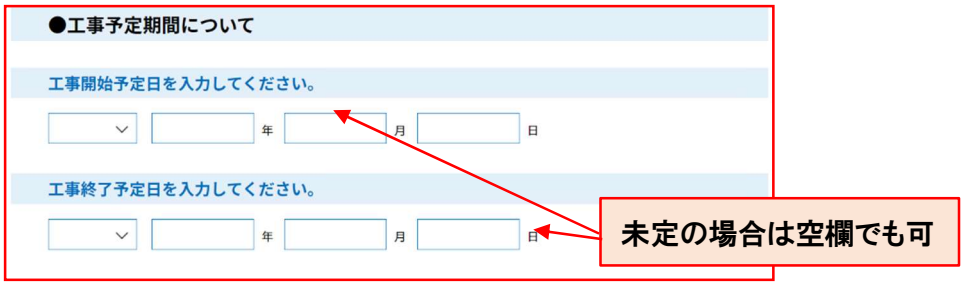
●工事予定期間について
工事開始予定日を入力してください。
年
月
日
工事終了予定日を入力してください。
年
月
日
未定の場合は空欄でも可

●その他添付書類について
見取図等を添付してください。
添付ファイル
必須
見取図及びカラー写真（禁止地域のみ）を添付してください。
※添付するファイルはPDF、JPEG、JPGのいずれかの形式としてください
仕様書及び図面等を添付してください。
添付ファイル
仕様書及び図面又は見本を添付してください。
※添付するファイルはPDF、JPEG、JPGのいずれかの形式としてください
承諾書等の写しを添付してください。
添付ファイル
広告物等を表示し、又は設置する土地又は建物その他の工作物等が自己の
物その他の工作物等の所有者又は管理者の承諾があったことを証する書面
※添付するファイルはPDF、JPEG、JPGのいずれかの形式としてください
他法令許可等の写しを添付してください。
添付ファイル
他の法令の規定により許可等を要する場合は、当該許可等を受けていることを証する書面の写しを添付してください。
※添付するファイルはPDF、JPEG、JPGのいずれかの形式としてください。
有資格者等であることを証する書面等の写しを添付してください。
添付ファイル
申請に係る広告物等の高さが4メートルを超える場合は、管理者が広告物等試験合格者等であることを証する書面の写しを添付し
見取図、仕様書等の書類を PDF 形式又は ping 等画像ファイル形式で添付してください。
※添付のやり方は、p11、12 のとおりです。
※エラーとなりますので、ファイル名に機種依存文字や環境依存文字を使用しないでください。

【添付のやり方】

「添付ファイル」をクリックします。

添付ファイル選択画面になったら、「ファイルの選択」をクリックします。

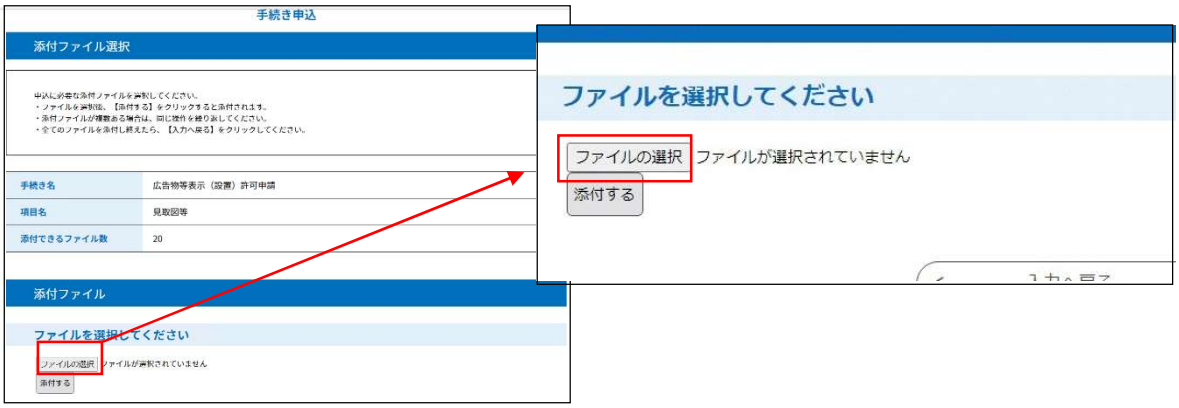

添付したいファイルを選択し、「開く」をクリックします。

添付ファイル選択画面に戻ったら、「添付する」をクリックします。

添付結果の欄に、添付したいファイルが添付結果として表示されますので、正しくファイルが表示されていることを確認してください。

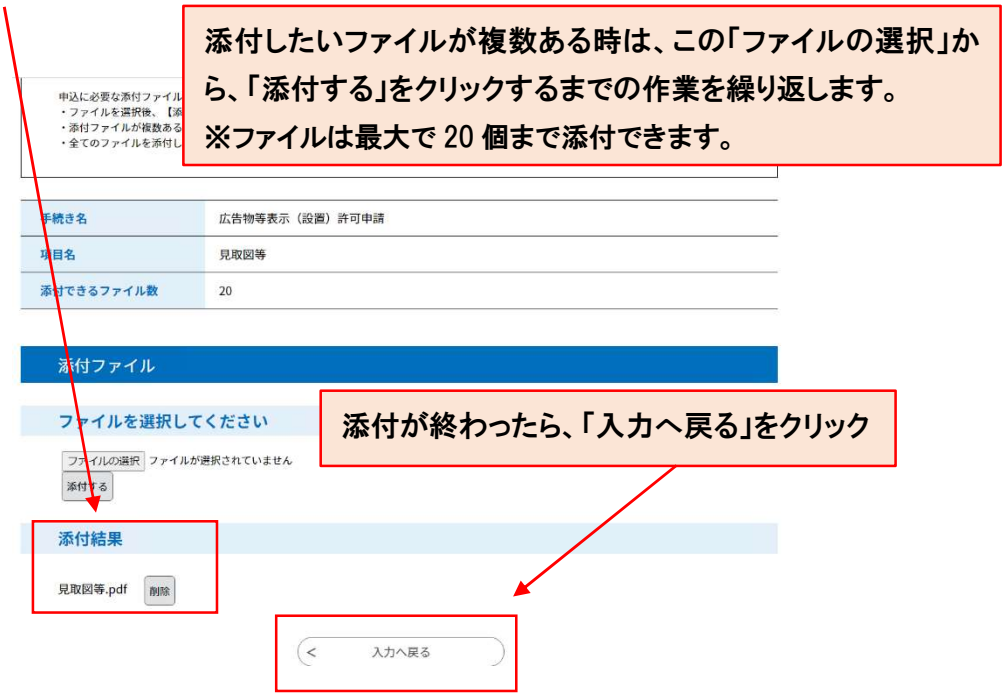

入力画面に戻ったら、引き続き、入力を続けてください。

（４）行政書士の方へ

行政書士が代理申請・代行申請を行う場合は、行政書士の情報を入力し、委任状（代理申請の場合のみ）、行政書士証票等を添付してください。

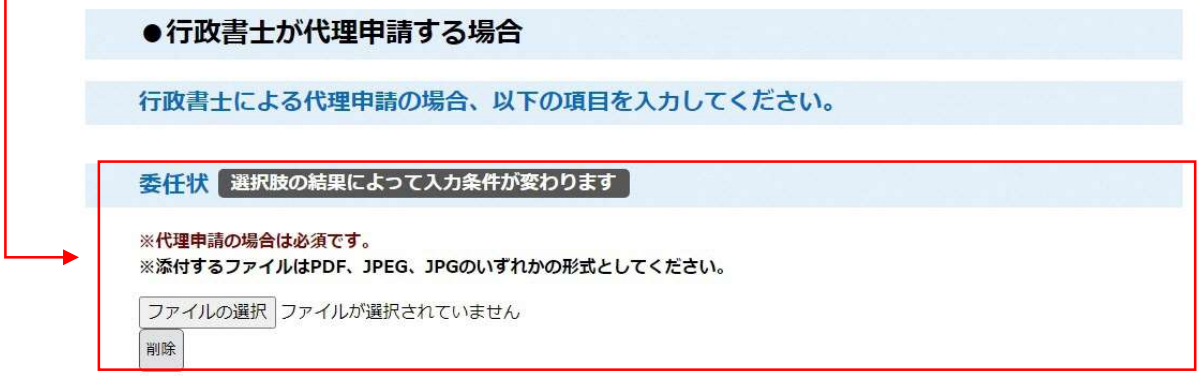

なりすまし申請防止のため、行政書士証票等の添付を必須としています。

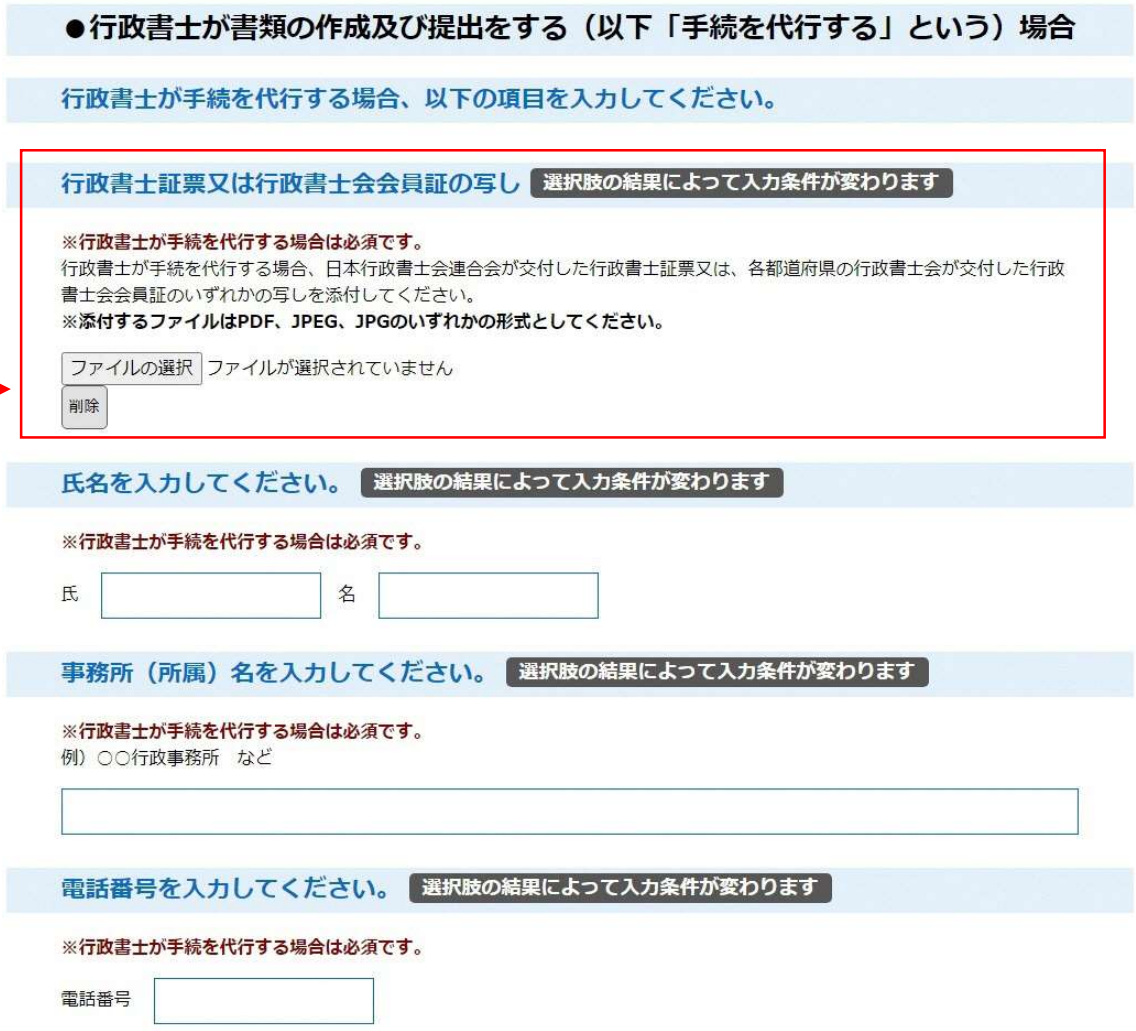

許可証票(許可シール)等の郵送希望先が申請者住所と異なる場合、送付先を連絡事項に記入してください。

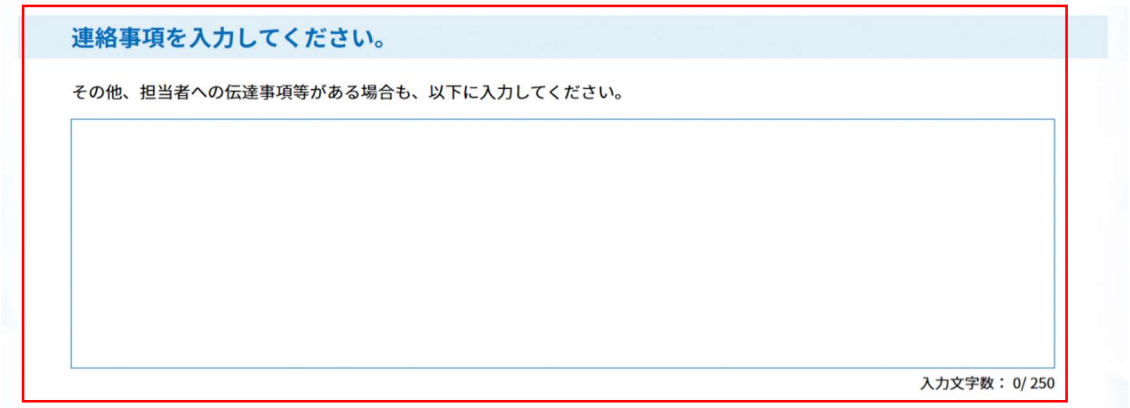

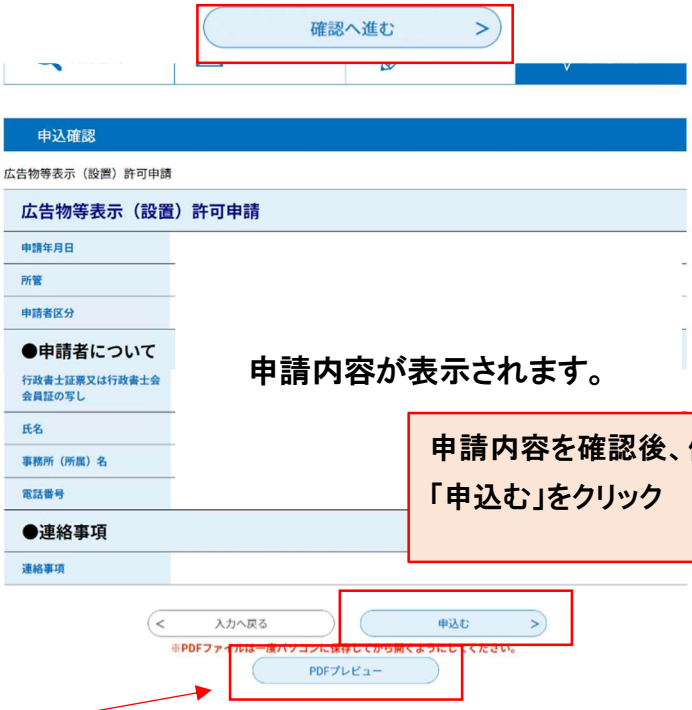

申請内容が表示されます。

申請内容を確認後、修正等なければ、「申込む」をクリック

「PDF プレビュー」をクリックすることで、申請内容の PDF データをダウンロードすることが可能です。

３　仮受付～手数料納付

（１）電子申請システムが自動でメール（送信完了メール）を申請者へ送信

申請が正常に行われると、以下のメールが自動で申請者宛に送信されます。
※送信先は、利用者登録した際に登録したアドレスになります。

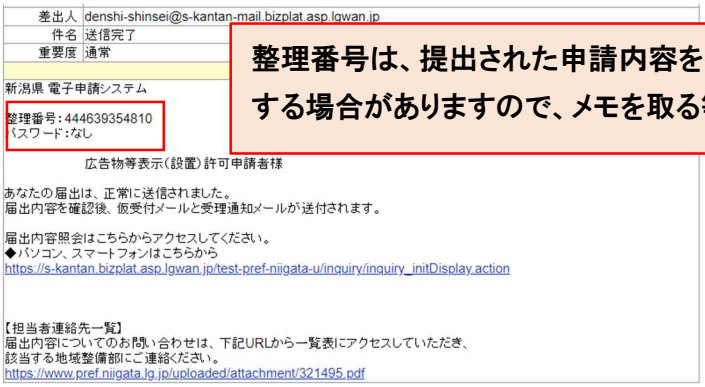

差出人	denshi-shinsei@s-kantan-mail.bizplat.asp.lgwan.jp
件名	送信完了
重要度	通常

新潟県 電子申請システム

整理番号：444639354810
パスワード：なし

広告物等表示（設置）許可申請者様

あなたの届出は、正常に送信されました。
届出内容を確認後、仮受付メールと受理通知メールが送付されます。

届出内容照会はこちらからアクセスしてください。
◆パソコン、スマートフォンはこちらから
https://s-kantan.bizplat.asp.lgwan.jp/test-pref-niigata-u/inquiry/inquiry_initDisplay.action

【担当者連絡先一覧】
届出内容についてのお問い合わせは、下記URLから一覧表にアクセスしていただき、
該当する地域整備部にご連絡ください。
https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/321495.pdf

整理番号は、提出された申請内容を確認する際に利用する場合がありますので、メモを取る等してください。

（２）県の担当者が申請者へメール（仮受付メール）を送信

提出された申請内容を県の担当者が確認し、申請者へ仮受付メールを送信します。この段階では、まだ手続は完了しておりませんので、ご注意ください。
また、仮受付後も書類データ等の訂正や追加提出をお願いすることがあります。

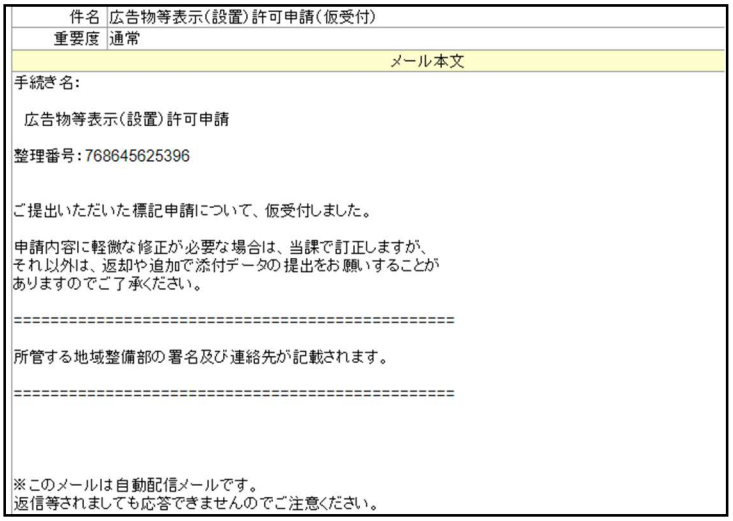

件名	広告物等表示（設置）許可申請（仮受付）
重要度	通常

メール本文

手続き名:

広告物等表示（設置）許可申請

整理番号：768645625396

ご提出いただいた標記申請について、仮受付しました。

申請内容に軽微な修正が必要な場合は、当課で訂正しますが、
それ以外は、返却や追加で添付データの提出をお願いすることが
ありますのでご了承ください。

==========

所管する地域整備部の署名及び連絡先が記載されます。

==========

※このメールは自動配信メールです。
返信等されましても応答できませんのでご注意ください。

（３） 手数料の納付額等についてのメール（手数料納付メール）を受信

仮受付後、申請内容に不備等がないことを確認できたら、県の担当者から手数料納付メールを送信しますので、それから納付を行ってください。

件名	広告物等表示（設置）許可申請について（手数料納付）
重要度	通常

メール本文

広告物等表示（設置）許可申請

整理番号：768645625396

ご提出いただいた標記申請を審査しています。
審査手数料の納付が可能となりましたので、
下記【審査手数料の納付方法】を
参照の上、申込内容照会画面からお支払いください。

あなたの手数料額は10,000円です。

納付期限は令和5年3月30日です。
※期限を過ぎますと、納付できなくなりますので、ご注意ください。

納付後に、許可番号、許可年月日等をメールにてご連絡します。

【審査手数料の納付方法】
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)
ク。
(6) 決済業者の画面に遷移しますので、必要事項を入力の上、お支払い願います。

手数料額と手数料の納付方法がメールに記載されています。
申請時にあらかじめ選択した方法を選択して、納付してください。

==========

所管する地域整備部の署名及び連絡先が記載されます。

==========

（４） 手数料を納付

申請時に、手数料の納付方法について、電子収納を選択した場合は、以下の流れに沿って手数料納付の手続を行ってください。※手数料納付メールを受信するまでは、納付できません。

電子申請システムにログイン後、申込内容照会をクリック。

過去に行った手続の履歴が出てきます。
該当する手続の「詳細」クリックします。

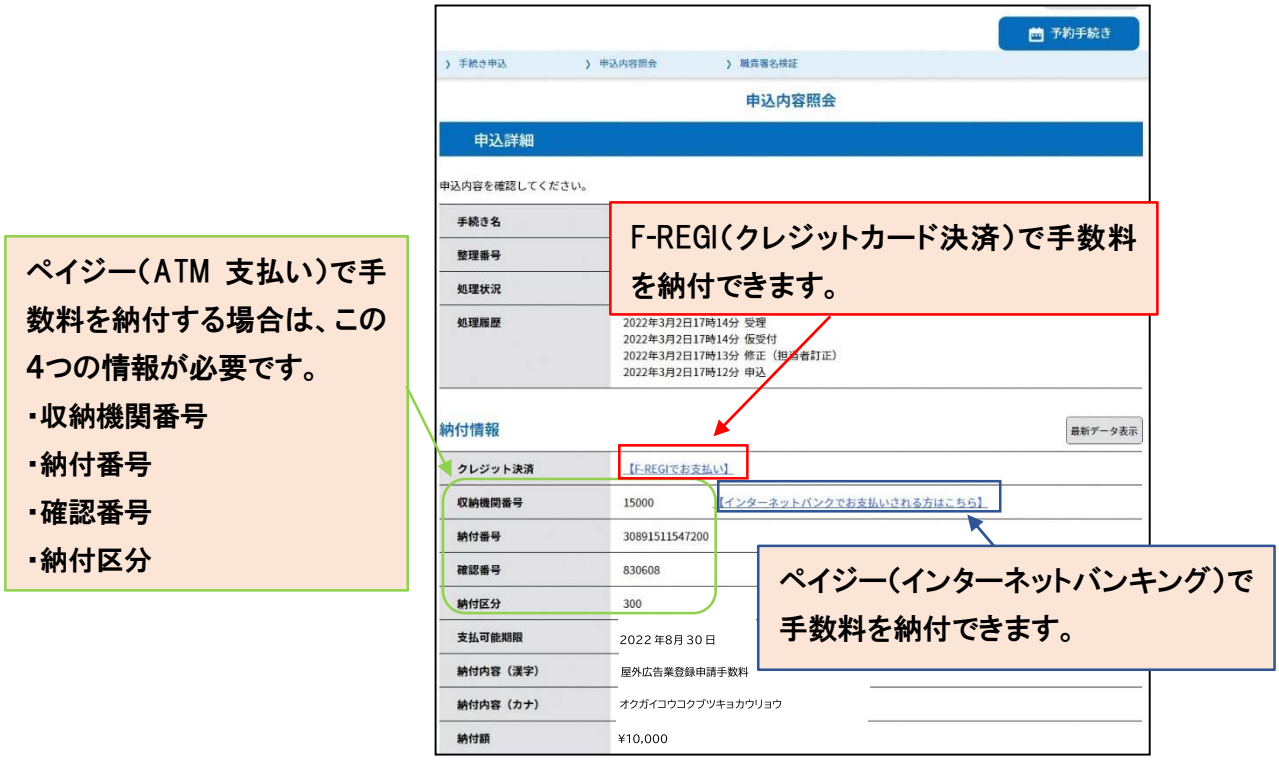

選択した支払方法の手続画面に移ります。※下記画面は例です。実際の画面とは異なる場合があります。

クレジットカード支払画面（例）	ペイジー支払画面（例）
	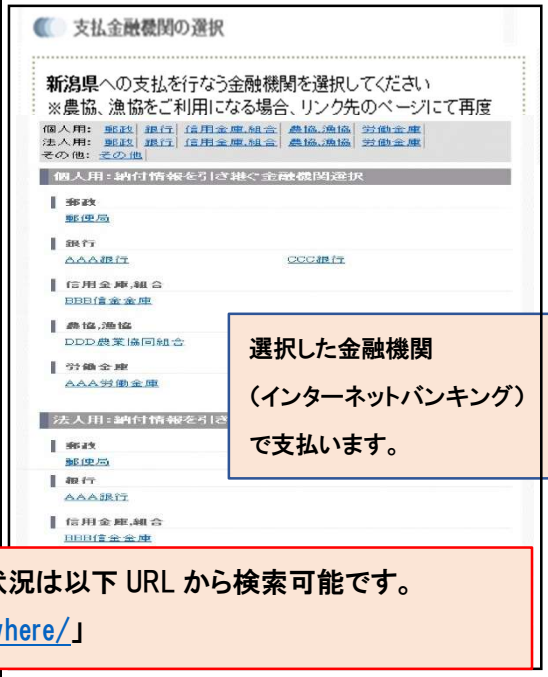

※金融機関のペイジー対応状況は以下 URL から検索可能です。
「https://www.pay-easy.jp/where/」

4　屋外広告物許可申請受理と書類の送付

県の担当者が手数料の納付を確認した後、申請内容を審査します。審査が終了すると、許可番号等通知メールが届きます。

後日、許可証票（許可シール）が担当窓口の地域整備部から郵送されますので、広告物に貼付してください。

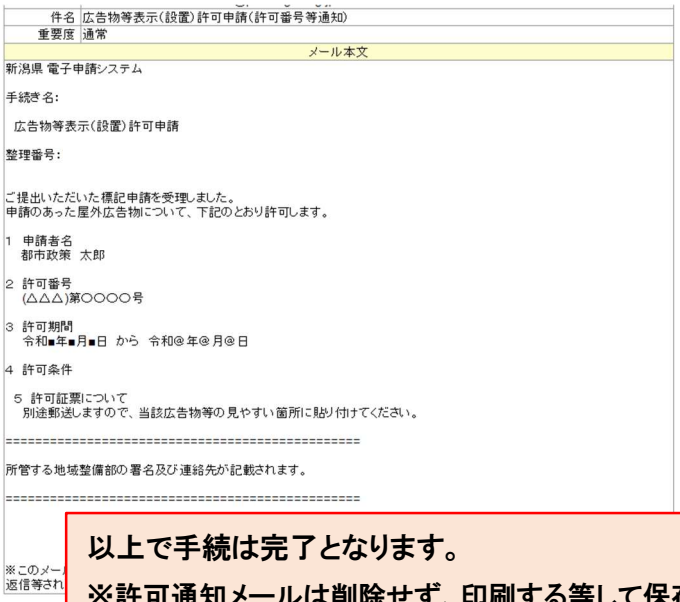

件名	広告物等表示(設置)許可申請(許可番号等通知)
重要度	通常

メール本文

新潟県 電子申請システム

手続き名:

広告物等表示(設置)許可申請

整理番号:

ご提出いただいた標記申請を受理しました。
申請のあった屋外広告物について、下記のとおり許可します。

1　申請者名
　都市政策　太郎

2　許可番号
　(△△△)第〇〇〇〇号

3　許可期間
　令和■年■月■日　から　令和@年@月@日

4　許可条件

5　許可証票について
　別途郵送しますので、当該広告物等の見やすい箇所に貼り付けてください。

==========

所管する地域整備部の署名及び連絡先が記載されます。

==========

※このメー
返信等され

以上で手続は完了となります。

※許可通知メールは削除せず、印刷する等して保存してください。